

お客さま 各位

株式会社 富山第一銀行

## 「在留カード」ご提示のお願い

当行では日本に居住する外国籍のお客さまが口座を開設する際には「在留カード」をご提示いただき、有効期間が経過していないことを確認させていただいております。今般、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当初確認させていただいた有効期間が経過しているお客さま、またはまもなく経過するお客さまを対象に、更新後の「在留カード」をご提示いただき有効期間を確認させていただきます。

「在留カード」を更新されたお客さまにつきましては、以下の資料をご持参の上、お近くの富山第一銀行窓口までご来店いただきますようお願い申し上げます。

- ・本状
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・お届けのご印鑑  
(引越し等で当行にお届けの情報が変更されている場合や口座の解約を行う場合)

### 更新後の新しい在留カードがお手元に届いている場合

- ・新しい在留資格・在留期間が記載された在留カード(原本)  
(または特別永住者証明書(原本))

### 更新後の新しい在留カードがまだお手元に届いていない場合

- ・「在留資格更新許可申請中」のスタンプが押された在留カード(原本)  
または
  - ・在留資格・期間更新のオンライン申請に係る受付メール
- ※在留カードの更新が完了しましたら、改めて新しい在留カード(原本)をご持参ください。

なお、当行で確認させていただいている在留期間が経過したお客さまの口座につきましては、当行の普通預金規定第13条第2項および貯蓄預金規定第14条第2項に基づき一部の取引を制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ 内容確認に数日かかりますので余裕をもってご提出ください。満了日間際にご提出いただいた場合はやむを得ず一時的に取引を制限させていただく場合があります。

### 本件についてのお問い合わせ先

株式会社 富山第一銀行 事務統括システム部  
TEL : 076-433-1205  
【受付時間】 銀行営業日 9 : 00 ~ 17 : 00